

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2026(令和8)年度)

作成日 2026/10/21

作成日 2026/10/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2026/6/30
国立大学法人名		国立大学法人島根大学
法人の長の氏名		大谷 浩
問い合わせ先		総務部総務課 TEL: 0852-32-6011 Email: gad-somu@office.shimane-u.ac.jp
URL		https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/governance_code/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		経営協議会は、令和8年8月27日～9月11日にガバナンス・コードの適合状況について書面による確認を行いました。その結果、適合状況の修正を要する意見はなく、令和8年10月6日開催の第155 回経営協議会において改めて適合状況等について審議を行い、原案どおり議決されました。
監事による確認		監事は、令和8年7月から国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況についての監査を実施し、その結果を踏まえて、10月6日開催の経営協議会で議決された適合状況案及び適合状況等に関する報告書案について検討した。 その結果は、昨年度に続き、各原則・補充原則に対して本学のガバナンス体制が適切に整備・運用されているものと認められ、報告書案についても指摘すべき事項は認められなかった。 本学内外の環境が大きく変化する中で、今後は変化する内外環境に合わせて、本学のガバナンス体制が適切に運用され、実効的に機能しているかのモニタリングを継続していく。また、本学のガバナンス体制が「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」において、より分かりやすくステークホルダーの皆様を示されるように次年度以降も注力したい。
その他の方法による確認		令和8年10月13日 第441回役員会 審議・議決

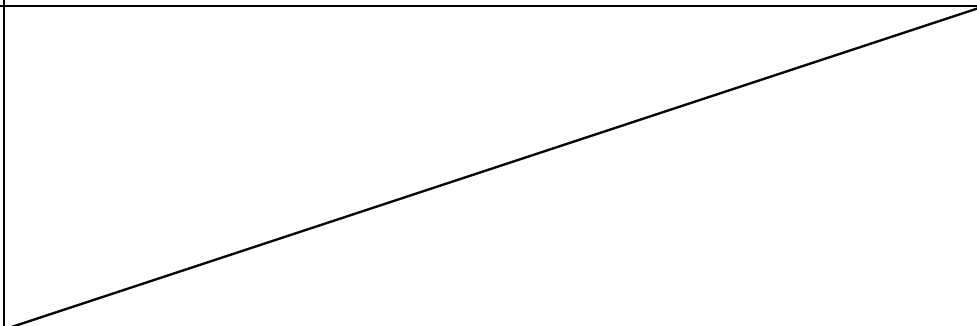
【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		本法人は、各原則をすべて実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学は、島根大学憲章を掲げ、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努め、世界的視野を持って平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を育成することを使命とします。「地域に根差し、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すこととし、ビジョン、目標・戦略を策定するための道筋について、本学HPに公表しています。「島根大学ビジョン等取扱規程」第4条第1項にビジョン、目標・戦略の策定にあたっては多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請を把握することを規定するとともに、第7条に基づき、当該ビジョン等を実現するための道筋となる実行計画を含め、公表しています。 ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略（令和3年度～）として島根大学ビジョン2021を策定し、令和3年3月に本学HPに公表しました。なお、令和8年7月以降に令和3年度から令和7年度の成果等の検証結果を公表予定です。 【公表URL】 ・島根大学憲章 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/mission/ ・島根大学ビジョン2021 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/vision/newvision2021/ ・島根大学ビジョン等取扱規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=19&public_id=1
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		「島根大学ビジョン等取扱規程」第7条に基づき、目標・戦略の進捗状況、検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表しています。 令和3年度以降は島根大学ビジョン2021に係る目標・戦略の進捗状況と検証結果、及び事業年度ごとの実行計画を策定し、本学HPに公表しています。令和8年7月以降に令和3年度から令和7年度の成果等の検証結果を公表するとともに、検証結果を踏まえた新ビジョンを策定し公表する予定です。 【公表URL】 ・島根大学ビジョン等取扱規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=19&public_id=1 ・島根大学ビジョン2021 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/vision/newvision2021/
補充原則 1 - 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		法令及び下記規則等により、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。 経営に関する事項については役員会及び経営協議会、教育研究に関する事項については教育研究評議会において審議することで、経営と教学それぞれの責任体制を明確化し、学長はこれらの審議結果を踏まえて最終的な意思決定を行うことにより、経営と教学を一体的に運営しています。また、事務組織規則及び職務権限規程により各組織及び各職位の所掌事項、決裁権限及び責任範囲を定めることで、権限と責任を一致させた業務運営を行っています。さらに、会議体規程により、法定会議以外の会議体の役割や会議体を通じた意思決定の流れを明確にし、ガバナンスの実効性をより高めています。これらにより、各組織及び各職位の権限と責任に基づく適切な意思決定と業務執行を行う体制を整備しています。 【公表URL】 ・管理学則：法人、大学、大学院等の設置について定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=1&public_id=1 ・役員会規則：法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関である役員会の運営等に関し必要な事項を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=20&public_id=1 ・経営協議会規則：法人の経営に関する重要事項を審議する機関である経営協議会の運営等に関し必要な事項を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=21&public_id=1 ・教育研究評議会規則：本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関である教育研究評議会の運営等に関し必要な事項を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=22&public_id=1 ・事務組織規則：事務組織及び所掌事務の範囲を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=33&public_id=1 ・職務権限規程：各職位の責任と権限を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=9&public_id=1 ・会議体規程：法定会議以外の会議体の役割や運営等について共通の事項を定めている。 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=754&public_id=1

補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「島根大学における職員の人事管理方針」を策定し公表しています。 【公表URL】 ・島根大学における職員の人事管理方針 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf ・島根大学における経営人材育成方針 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/management_personnel/
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画を策定し公表しています。 【公表URL】 ・国立大学法人島根大学財務計画 https://www.shimane-u.ac.jp/finance/financial_plan/index.html
補充原則１－３⑥（４） 及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		学内における教育研究の費用及び成果については、財務諸表、決算報告書及び事業報告書を作成し公表しています。また、法人の活動状況や資金の使用状況については統合報告書を作成し公表しています。 【公表URL】 ・財務諸表等：本学の財政状況及び運営状況を公表しているものです。 https://www.shimane-u.ac.jp/finance/financial_report/ ・事業報告書：学長のリーダーシップに基づく本学の事業運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書です。 https://www.shimane-u.ac.jp/finance/financial_report/ ・統合報告書：大学の自らの強み・特色を生かし、財務情報と教育研究活動の成果を関連させ、「大学の価値」「今後の成長性」などを一貫性のあるストーリーでステークホルダーに発信するための広報誌です。 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/publicrelations/profile_pamph/
補充原則１－４② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		「島根大学における経営人材育成方針」を作成し、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にしそれを公表するとともに、その実現状況をフォローアップしています。同方針において、中堅・管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を学長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせることとし、教員については、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させ、事務職員については、その高度化を図るために、文部科学省行政実務研修制度等への参加や国立大学協会及び島根県等への出向の機会を与え、国や地域の政策に直接関わる業務を体験させることを盛り込んでいます。 また、各年度の研修計画に沿って、国立大学協会が実施する「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等に理事、副学長、学部長等を参加させているほか、大学を取り巻く環境を把握し、持続的に生き残るための方針を打ち出すために経営戦略の基本的な考え方を理解し、経営戦略策定に必要な思考法・知識・ノウハウを習得することを目的として、外部講師を招いて「経営戦略研修」を実施するなど、法人経営を担い得る人材を計画的に育成しています。 さらに、各年度の研修の実施状況を役員会へ報告し、フォローアップを行っています。 【公表URL】 ・島根大学における経営人材育成方針 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/management_personnel/

原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の 長を補佐するための人材 の責任・権限等		「島根大学ビジョン等取扱規程」第 5 条にビジョンの実現及び目標の達成に向けて、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任及び配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備することを規定し、実施状況を本学HP（理事、副学長、学長特別補佐の紹介ページ）で公表しています。なお、理事のうち 2 名を経済界から選任し、法人経営担当として配置しています。 原則 1-4 の「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」については、「島根大学における職員の人事管理方針」等に基づき毎年度策定する研修計画に沿って、国立大学協会が実施する「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等への理事・副学長等の派遣や「経営戦略研修」の実施など、役員及び教職員等に対する研修を実施しています。 理事や副学長等の各補佐人材の責任・権限については、「職務権限規程」で定めるとともに、規程を公表しています。 ○理事 「職務権限規程」第 5 条第 1 項に、理事は、「役員規則」第 5 条第 1 項に規定する職務（各理事は、学長がそれぞれ定める業務を担当し、学長を補佐して、当該業務を掌理する。）を行い、学長の意思決定と業務遂行を支えると規定しています。 ○副学長 「職務権限規程」第 7 条第 1 項に、副学長は、「管理学則」第 2 3 条第 2 項に規定する職務（副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる）を行うと規定し、第 7 条第 2 項には、学長の定めるところにより、主として教学運営に係る校務を分掌するとともに、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、学長の意思決定と業務遂行を支えると規定しています。 ○学長特別補佐 「職務権限規程」第 10 条に、学長特別補佐は、「管理学則」第 2 3 条の 2 第 2 項に規定する職務（学長の職務を助け、学長が指定する業務を処理する）を行うと規定しています。 【公表URL】 ・島根大学ビジョン等取扱規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=19&public_id=1 ・学長、理事紹介ページ https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/university_profile/yakuin/trustee/ ・副学長、学長特別補佐紹介ページ https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/university_profile/yakuin/vice/ ・島根大学における職員の人事管理方針 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf ・管理学則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=1&public_id=1 ・役員規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=10&public_id=1 ・職務権限規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=9&public_id=1
補充原則 2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に あたったの考え方や選任 理由		
原則 2-3-1 役員会の議事録		役員会規則第 8 条に、役員会は議事録を作成しこれを公表しなければならないと規定し、議事要録を本学HPで公表しています。 【公表URL】役員会議事録 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/trustee_committee/ 【参考URL】役員会規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=20&public_id=1

原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	職員の性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティを確保するため、島根大学ビジョン2021に女性教員、外国人教員に係る数値目標（令和8年度目標：女性教員24.5%以上、外国人教員46名）を掲げ取り組んでおり、令和8年6月末時点で女性教員の占める割合は24.8%、外国人教員は54名の在籍となっています。 また、「特定職務職員制度」を創設して産業界や他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を令和3年度に2名、令和5年度に4名、令和6年度に3名、令和7年度に5名、令和8年度に1名登用し、経験と知見を活用することで経営層の厚みを確保することとしています。なお、現在在職中の特定職務職員については、次の観点から人材を求め、登用しています。 ①海外派遣学生数及び外国人留学生数の増加を実現するため、海外における学生指導の経験を有する人材 ②海外大学との大学間交流の形成のため、外国文化に係る知識を有する人材 ③材料科学分野における研究支援のため、同分野の研究実績及び関連機器管理の経験を有する人材 ④障がいのある学生の修学支援のため、心理学に係る知識を有する人材 ⑤地域と連携した人材育成並びに産学官連携の取組みをより強力に推進するため、地域における人づくりや地域産業界に精通し、かつ組織運営・管理に関する経験及び知識を有する人材 ⑥外部資金獲得に向けたシンクタンク機能と企業との連携による研究成果の活用強化のため、外部資金獲得のための渉外業務、研究シーズ等の情報発信業務、企業と研究者間のコーディネート、マッチング業務等を行える人材 ⑦医学部における研究推進体制の強化及び研究環境整備のための、研究支援業務の経験を有する人材 ⑧医学部附属病院における患者の安全・安心な医療の提供及び安全・防犯意識の醸成のため、防犯や警備に関する知識や経験を活かした相談対応や防犯対応の啓発が行える人材 なお、登用状況は以下のとおりです（令和8年6月30日現在）。 ①：1名 ②：1名 ③：3名 ④：1名 ⑤：1名 ⑥：4名 ⑦：1名 ⑧：1名 【公表URL】 ・職員の人事管理方針に基づく人事情報の公表（外部人材の登用状況） https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/recruit/jinjianri/index.html 【参考URL】 ・島根大学ビジョン2021 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/vision/newvision2021/ ・島根大学における職員の人事管理方針 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf ・特定職務職員に関する規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=59&public_id=1
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	「経営協議会規則」第2条に、経営協議会の委員の過半数は、法人の役員又は職員以外の者で教育、報道、医療、経済・産業、自治体等の各分野の有識者であり、かつ、大学に関し広くかつ高い識見を有するもので組織することを規定しており、この規定に基づき委員の選考を行っています。（①） 次のとおり会議運営上の工夫を実施し、本学HPで公表しています。 「多くの学外委員が出席可能となるよう年間を通じた会議日程の設定、学外委員への資料の事前送付、適切な議題設定、学外委員からの意見・要望へのフォローアップなど審議を活性化させるための会議運営の工夫を行っております。 また、各常勤理事からの『担当業務における本学の強みと課題』の報告を定例化するなど、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう情報提供を行っております。」（②） 「適切な議題設定」については、「経営協議会規則」第4条及び「経営協議会及び教育研究評議会の審議事項に関する要項」第2条に審議事項を規定しており、法人の経営に関する島根大学ビジョン、中期目標・中期計画、規則、予算の作成・執行・決算の他、その時々々の経営課題に応じた適切な議題の設定につとめています。『担当業務における本学の強みと課題』の報告については、各理事が所掌する業務内容について年1回の報告を行っています。（③） 【公表URL】 ①経営協議会/経営協議会委員名簿 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/manage/ ②経営協議会/会議運営上の工夫 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/manage/ ③経営協議会規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=21&public_id=1

補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	「学長選考等規則」第4条に学長選考の基準を定めることを規定しており、学長選考基準「島根大学学長に求められる資質・能力、期待される役割」を作成し本学HPで公表しています。 「学長選考等規則」第9条第1項に「学長選考・監察会議は、学長候補適任者の審査を行い、学長候補適任者の諾否を確認のうえ、5名以内を学長候補適任者として選考する」ことを規定しています。さらに、第10条に「学長候補者選考の参考とするため、学内意向調査を行う」ことを規定し、第11条に「学長候補適任者の面接を実施し、学長候補者を総合的に判断し選考する」ことを規定しています。以上により、学長選考・監察会議は自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を行い、適正に学長候補者の選考を行っています。 学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、「学長選考等規則」第4条及び第11条において公表することを規定し、「本学HP—学長選考・監察会議」で公表しています。 令和5年度は次の通り学長候補者の選考を行いました。 7月25日 学長選考基準「島根大学学長に求められる資質・能力、期待される役割」の決定、公表 8月1日～9月1日 学長候補適任者の推薦受付 10月6日 学長候補適任者の選考 10月26日、27日 所信表明会の開催 11月7日正午～9日正午 学内意向調査の実施 11月14日 次期学長候補者の選考、結果の公表（記者会見、本学HP掲載） なお、現学長の任期は令和6年4月1日～令和9年3月31日であるため、令和8年度内に現学長の再任又は新学長候補者の選考を実施予定です。 【公表URL】 ・学長選考等規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=4&public_id=1 ・学長選考・監察会議 → 「学長選考基準」「学長選考」 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/president_election/
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	「学長選考・監察会議規則」第3条の審議事項に「学長の任期に関する事項」を規定しており、これに基づき検討を行っています。 学長の任期は、「学長選考等規則」第6条に「学長の任期は3年とし、再任することができる」と規定していましたが、令和2年度第4回学長選考会議において再任回数に上限が無い状態は適切ではないとの結論に至ったため再任回数に上限を設けることを議決しました。再任回数の上限については、大学の継続的な経営・運営体制の構築のために2期6年または3期9年とすることが検討され、中期目標・中期計画期間の6年との関係については途中で学長が交代したとしても中期目標・中期計画は継続されることから必ずしも連動させる必要はないこと、本学における再任回数の上限の変遷（平成16年度：2期6年→平成29年度：再任回数の上限なし）などを考慮し、令和3年度第2回学長選考会議において学長の通算の任期の上限を3期9年とすることを議決し、令和4年1月27日に規則改正を行いました。 【公表URL】 ・学長選考・監察会議規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=23&public_id=1 ・学長選考等規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=4&public_id=1 ・令和2年度第4回国立大学法人島根大学学長選考会議＜議事要録＞ https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00212441/gakutyousenkou20200930.pdf ・令和3年度第2回国立大学法人島根大学学長選考会議＜議事要録＞ https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00240987/gakutyousenkou20210617.pdf

原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	「学長選考等規則」第15条～19条に、学長の解任、解任審査請求、解任決議などの手続について規定し、公表しています。 ○学長の解任（第15条） 学長選考・監察会議は、学長が次の①～④のいずれかに該当する場合は文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる規定しています。 ①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき ②職務上の義務違反があるとき ③職務の執行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該業務を行わせることが適当でないとき ④その他学長たるに適しないと認めるとき ○職務執行状況の報告（第15条の2） 学長選考・監察会議は、役員規則第4条の2による監事からの報告を受けたとき、又は学長が上述の①～④に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し職務の執行の状況について報告を求めることができると規定しています。 ○解任審査請求（第16条） 学長選考・監察会議は、条件を満たす解任の理由を記載した解任審査請求書の提出があった場合にはこれを受理するとともに、学長に弁明の機会を与えることを規定しています。 ○解任に係る学内意向調査（第17条） 学長選考・監察会議が文部科学大臣に学長の解任を申し出ようとする場合は、解任審査請求に基づき、学長の解任の是非を問う学内意向調査を行うことができると規定しています。 ○解任決定の基準（第18条） 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の者の同意があったとき、学長解任を決議すると規定しています。 ○学長解任決議の報告（第19条） 学長選考・監察会議は、学長の解任を決議した場合は、この旨を学長に通知し、かつ、学内に公示することを規定しています。 【公表URL】 ・学長選考等規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=4&public_id=1 ・役員規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=10&public_id=1
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	「学長選考・監察会議規則」第3条の審議事項に「学長の職務の評価に関する事項」を規定するとともに、「学長の業績評価の実施に関する申合せ」において、当該学長の任期満了となる年度において、文部科学大臣に財務諸表、事業報告書及び決算報告書を提出してから3月以内に業績評価を実施し、その結果を本人に提示し、必要がある場合は今後の法人経営に向けた助言を行い、当該評価結果を公表することを規定しています。この規定に基づいて学長の業績評価を実施し、その結果は本学HPで公表しています。 【公表URL】 ・学長選考・監察会議規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=23&public_id=1 ・学長選考・監察会議 → 「学長の業績評価結果」 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/president_election/

原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	学長選考・監察会議は学長の選考又は解任等に係る審議を行うことから、その中立性・公正性を担保する委員構成とするため、教育研究評議会が選任する委員の対象から学長及び学長を補佐する立場にある理事を除くことを「学長選考・監察会議規則」第2条第1項第2号に規定しています。 経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員については、学長選考・監察会議が担う役割を果たすことのできる人材を各会議における審議に基づき次の通り選任しています。また、その結果は選任理由とともに議事要録に記載し公表しています。 《経営協議会》 ○大西委員 長年にわたり国立大学における教授を務めるとともに、日本学術会議の会長及び国立大学法人の学長を歴任するなど、教育・研究及び国立大学法人の経営・運営に精通している。 ○久保田委員 長年にわたり県内の銀行業務に携わり、頭取、会長等を歴任するなど経済、産業の分野に精通するとともに、組織経営・運営に精通している。 ○高塩委員 長年にわたり文部科学行政に携わり、高等教育行政に精通するとともに、公益財団法人の理事長を務めるなど組織経営・運営に精通している。 ○室崎委員 長年にわたり障害者の自立支援に携わるとともに、社会福祉法人いわみ福祉会を設立し理事長を務めるなど地域福祉に精通している。 ○山口委員 長年にわたり県内の病院において医療に携わるとともに、島根県病院事業管理者に就任するなど医療全般及び病院経営に精通している。 ○吉山委員 長年にわたり地方行政に携わるとともに、本学法文学部同窓会会長を務めるなど、地方行政及び組織運営に精通している。 ○渡辺委員 長年にわたり民間企業で活躍するとともに、法務部長を務めるなど、経済、産業の分野に精通するとともに、組織経営・運営に精通している。 《教育研究評議会》 本学では法人化以降継続して評議員の中から学部長を選出している。学部長は、各学部の教授会において推薦する複数名の候補者の中から、学長が提示する項目に対する所信表明を踏まえて面接を行い適任者を選考しており、学長選考・監察会議が担う役割を果たすことのできる人材と言える。 【公表URL】 ・学長選考・監察会議規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=23&public_id=1 ・経営協議会（第152回）＜議事要録＞ https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00431798/152R080512.pdf ・教育研究評議会（第250回）＜議事要録＞ https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00425780/hyougikai250.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	「学長選考・監察会議規則」第3条の審議事項に「国立大学法人法第10条3項に規定する大学総括理事に関する事項」を規定し、令和2年度第4回学長選考会議において、本法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を検討した結果、現状では大学総括理事は置かないことを議決しています。 【公表URL】 ・学長選考・監察会議規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=23&public_id=1 ・令和2年度第4回国立大学法人島根大学学長選考会議 ＜議事要録＞ https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00212441/gakutyousenkou20200930.pdf

基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	法人経営、教育・研究・社会貢献活動等に係る様々な情報を適切に公表することにより、国民及び社会に対する透明性を確保するとともに、説明責任を果たすことにより、社会から理解と支持を得ることを目的として「情報の公表規程」を定め、公表しています。 また、本学では、文部科学大臣の認可を受けた「業務方法書」において、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものと規定し、実践しています。 仕組みとしては、内部統制システムの整備の推進のための体制と同体制に基づきモニタリングを行うために必要な事項を「内部統制システム運用規則」において定め、全学的な統制に係るリスクに対応していくとともに、リスクが顕在化しないよう予防するための「リスク管理規則」とリスクが顕在化し、危機が発生した場合に損失を最小限に抑えるための「危機管理規則」を定めています。また、法令等を遵守し社会において誠実で良識ある行動をとることをコンプライアンスと定義し、内部統制システムの枠組みのなかで一体的に推進するための「コンプライアンス推進規程」を定めています。 運用体制は、内部統制統括責任者（兼コンプライアンス統括責任者）である理事を中心に、役員による定期モニタリングの実施、リスク管理委員会及び危機管理委員会の開催、年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定・実施を定例化し運用しています。また、これらのなかで把握した問題点・課題については、次年度の活動に反映させ見直しを図っています。 内部統制システム運用体制については、統合報告書及び本学HPにおいて説明し公表しています。 【公表URL】 ・ 情報の公表規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=179&public_id=1 ・ 業務方法書（第3条） https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/method/ ・ 内部統制システム運用規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=173&public_id=1 ・ リスク管理規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=712&public_id=1 ・ 危機管理規則 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=175&public_id=1 ・ コンプライアンス推進規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=176&public_id=1 ・ 島根大学統合報告書 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/report/profile_pamph/ ・ 内部統制システム運用体制 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/internal_controls/index3.html
--	--

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	「情報の公表規程」において本学が公表する内容を、法令等に基づく公表事項、法人経営や教育・研究・社会貢献活動等に関する自主的に公表する事項と定め、情報の公表にあたっては、適切な対象、内容、方法等を選択するとともに、公表する情報は、常に手段及び内容等の見直しを行い、最新かつ正確な情報提供を行うことなどを規定し実施しています。 なお、「情報の公表要項」に法人経営、教育・研究・社会貢献活動などの具体的な公表事項について規定しています。また丁寧かつ分かりやすい内容やアクセスしやすい方法とするため、それらの指針となる「広報方針」を制定し、さらに、大学の構成員が外部の方へ適切な情報発信を行うための「広報マニュアル（通常編）」を制定しています。 令和6年6月、ホームページ上で公開する情報を効率的かつ漏れなく管理するため、「情報の公表規程」と「情報の公表要項」を改正し、法令等に基づき公開する情報と自主的に公開する情報をそれぞれ別表として整理しています。 「情報の公表規程」第4条に基づき、法令等に基づく公表事項及び法人経営、教育・研究・社会貢献活動などの本学HP掲載情報については、年に2回程度確認し、古い情報は適宜修正を行うなど最新かつ正確な情報の提供に努めています。
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	また、本学における教育、研究や地域・国際連携、医療等の活動状況について、財務情報と関連付けながら多様な関係者に説明することを目的として、「島根大学統合報告書」を毎年発行し、本学HPで公表しています。 【公表URL】 ・情報の公表規程 https://www.kitei.jn.shimane-u.ac.jp/browse.php?action_loadRule&id=179&public_id=1 ・広報方針 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/gyoumu/pr_policy.html ・島根大学統合報告書 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/report/profile_pamph/

補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しています。 ①【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠】 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを本学HPに公表しています。また、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラムマップ、カリキュラムツリーも併せて本学HPに公表しており、「カリキュラム」と「個々の授業科目」と「身に付けることができる能力」の関係を俯瞰してみる事が可能となっています。各学生のディプロマ・ポリシーの達成状況は、学務情報システムにおいてレーダーチャートで示され、各学生が確認することができます。なお、教学マネジメント指針で示されている「各授業科目における到達目標の達成状況」に関する情報についても本学HPに公表しています。 ②【学生の満足度】 卒業生調査及び学生生活満足度調査の調査結果を本学HPに公表しています。なお、教学マネジメント指針で示されている「学生の成長実感・満足度」を測るために、卒業時調査に「卒業時点までに得られた能力への自己評価」についての設問を追加し、その結果を本学HPに公表しています。 ③【学生の進路状況等】 教学マネジメント指針で示されている「進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）」について概要を本学HPで公表しています。 【公表URL】 ①・学部・研究科の3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/curriculum/index.html ・各授業科目における到達目標の達成状況 https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/curicrum_data/ ②・学生生活満足度調査報告書 https://www.shimane-u.ac.jp/campus-life/school_life/mannzokudocycosa/ ・卒業生調査 https://www.shimane-u.ac.jp/chiiki/sotugyosei/sotsugyou_chousa/index.html ・卒業時調査 https://www.shimane-u.ac.jp/chiiki/sotugyosei/sotsugyou_chousa/index2.html ③・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00396196/state_employ20250501.pdf ・学生の主な就職先、進学先 https://www.shimane-u.ac.jp/employment/state_employ/employ_main/ ・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00396196/state_employ20250501.pdf ・教育（学校教育）、医療・福祉、臨床研修医など特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムの卒業生の当該進路への就職者数 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00396196/state_employ20250501.pdf
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/legal/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/hospitail_information/index.html →病院長選考 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/hospitail_information/index.html →医療安全に係る外部監査委員会